平成２７年（フ）第１４０号
長崎県長崎市江平３丁目２番15号　フォーリーフ江平103号、旧住所富山県富山市水橋辻ヶ堂1275番地　ライトブルー101号
債務者　田川　貴広
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
北海道日高郡新ひだか町東静内54番地の２
債務者　山岸　達郎
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
仙台市太白区郡山６丁目６番６－104号
債務者　鎌田由美子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７６号
仙台市青葉区台原５丁目14番26号　ヨーキーハウス101
債務者　遠藤裕美子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４０９号
仙台市青葉区五橋２丁目４番21－302号
債務者　角田　和紀
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
仙台市太白区長嶺11番６号
債務者　郷内　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
福島市さくら３丁目７番地の１　ヴィラＳＡＫＵＲＡ－Ｃ201
債務者　安永　俊三
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
福島県いわき市錦町上中田80番地の２
債務者　渡邉　卓己
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３３号
福島県いわき市平字権現塚33番地の９　コーポ渡辺１－Ｂ
債務者　鈴木　仁一
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２７号
千葉県茂原市六ツ野3860番地１　パラダイス203号
債務者　戸村　浩一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
千葉県茂原市八千代３丁目７番地７　コーポ八千代２－Ｂ
債務者　渡辺佐知子（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
新潟市秋葉区さつき野３丁目６番６号
債務者　米山　友美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６５号
新潟市中央区稲荷町3527番地　市営住宅807号
債務者　赤沢　知美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７１号
新潟市東区紫竹３丁目１番１号
債務者　阿部　　剛
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７２号
新潟市東区紫竹３丁目１番１号
債務者　阿部　リン
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７３号
新潟市東区紫竹３丁目１番１号
債務者　阿部　愛子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
富山県高岡市太田4871番地４
債務者　櫻井　一美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
富山地方裁判所高岡支部